

避難行動要支援者の

避難支援等制度

～災害時に避難の手助けを必要とされているみなさまへ～

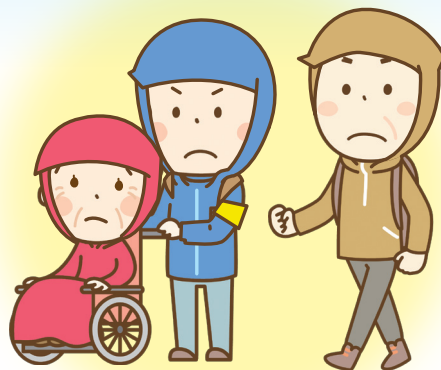
鹿児島市では、災害時に避難の手助けが必要な方（避難行動要支援者）を、いざという時に町内会や民生委員、隣近所の方など地域みなさんで連携して支え合う仕組み（避難行動要支援者避難支援等制度）づくりを行っています。

災害時にあなたと大切な人の命を守るため、市の取組にご理解くださいますようお願いします。

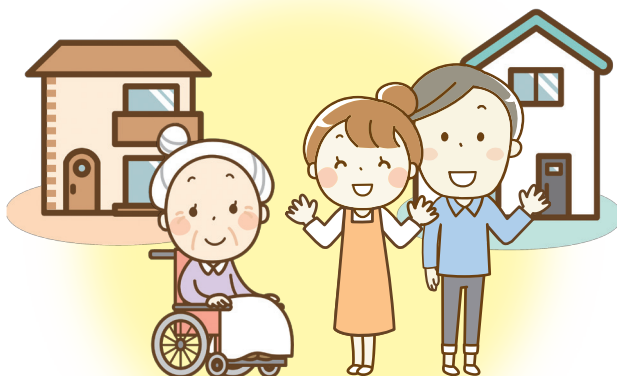


災害が起きたときにどのような行動をとればいいのか判断するのが難しい。

こんな不安はありませんか？



避難するときに、誰かの手助けがほしい。



災害が起きたときに自分だけでは避難するのが大変なことを日頃から周りの人に知っておいてほしい。

この冊子をご家族や近隣の避難の支援をしてくださる方と一緒にご覧いただき、今できることを行うことで災害に備えましょう。



鹿児島市

1 制度の仕組みとことばの意味

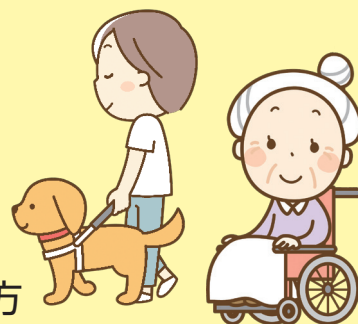
避難行動要支援者避難支援等制度は、要介護者や重度の障害のある方など、災害発生時に支援を必要とする人に対して、町内会や民生委員、隣近所の人たちなど、地域が連携して支え合う仕組みです。

避難行動要支援者

避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）とは、災害発生やそのおそれがある場合に自ら避難することが困難で、手助け（支援）が必要な、下の①～⑥に該当する方です。

「避難行動要支援者」に該当する方（原則として在宅の方）

- ① 要介護 3 以上の判定を受けている方
- ② 身体障害者手帳 1 級・2 級を所持する方
（心臓・じん臓機能障害のみの方を除く。）
- ③ 療育手帳 A1・A2 を所持する方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する方
- ⑤ 市の障害福祉サービスを受けている難病患者等
- ⑥ ①～⑤以外で、市長が避難支援等の必要を認めた方



①～⑥に該当する方でも施設に入所中、または長期入院中の方は対象となりません。

※退所・退院されましたら、市危機管理課までご連絡ください。

避難行動要支援者名簿

要支援者の方の氏名や住所等を一覧にした名簿です。避難支援等を行うために使用します。

市が保有する情報から上記①～⑤に該当することが把握できる方は自動的に名簿に掲載され、該当しなくなった場合は、削除されます。



個別避難計画

要支援者ごとに作成する、避難支援等を行うための計画です。「避難支援等実施者」や、「避難場所」、「避難方法」、「避難時に配慮を必要とすること」など、具体的な支援内容を記載します。

避難支援等関係者

町内会や民生委員、消防、警察など、避難支援等の実施に携わる関係者の方をいいます。（以下「支援関係者」といいます。）



避難支援等実施者

支援関係者のうち、要支援者に対し、個別避難計画に基づき災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行う方をいいます。（以下「支援実施者」といいます。）

このような活動ができるよう、日頃から声かけなどを行うことが大切です。

※地域の助け合い（共助）として行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

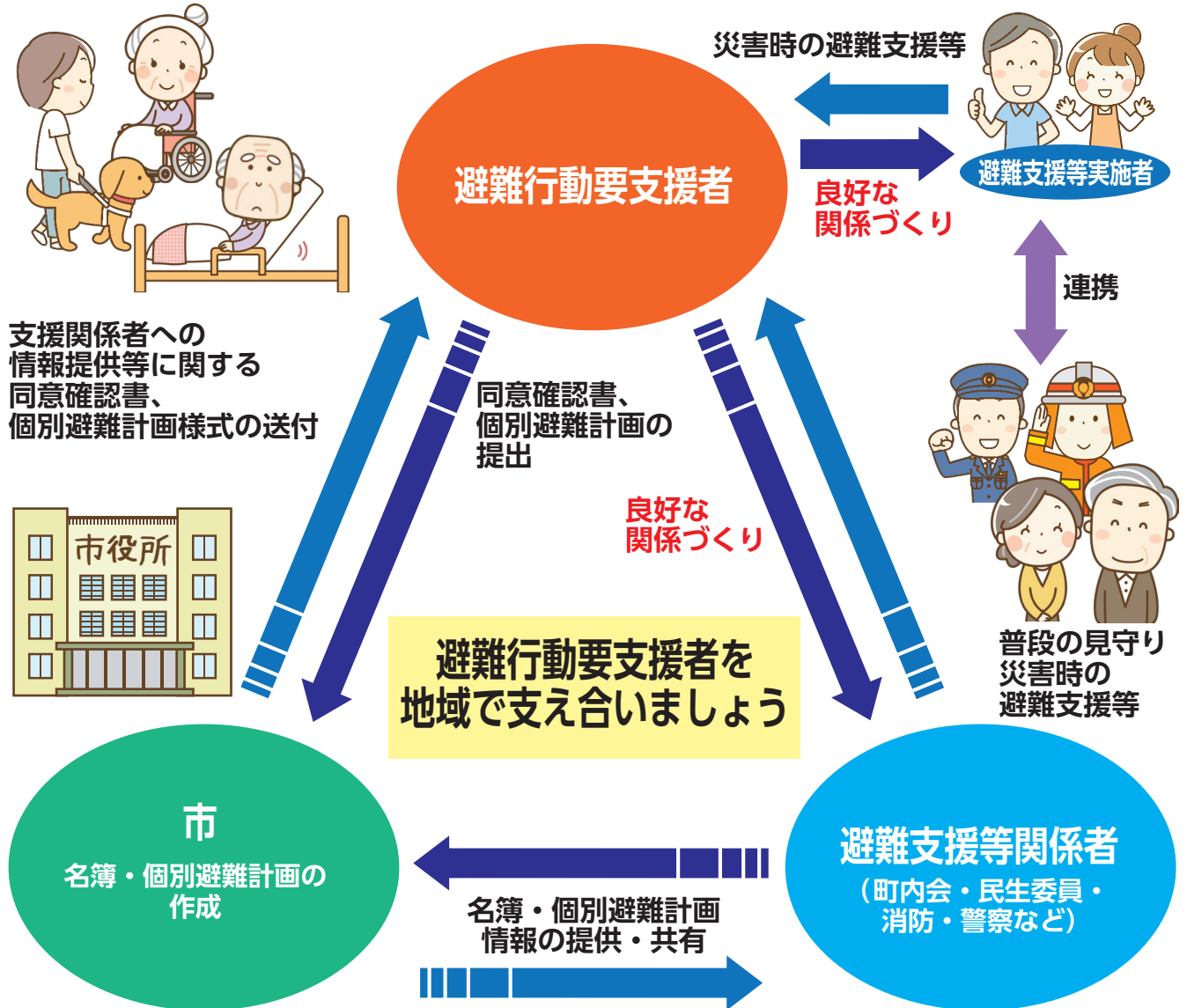


同意確認書

災害に備えて名簿などの情報を平常時から地域の支援関係者へ提供・共有することや個別避難計画の作成については、要支援者本人の同意が必要なため、書面で確認します。

※同意されない場合でも、災害発生やそのおそれがある場合には、安否確認などのために支援関係者へ情報提供・共有されます。

制度のイメージ図



なぜ地域での取組が必要なの？

■行政だけでできることには限界があります ～地域のつながりが大切です～

災害が発生したときは、行政による救助等の支援が行われますが、大きな災害では行政も被災するため支援が届くまでに時間がかかってしまいます。

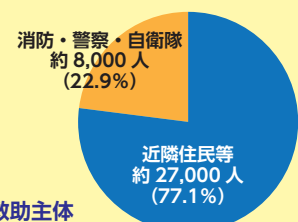
そのため、行政による「公助」だけでなく、自分の命は自分で守る「自助」、地域やご近所で助け合う「共助」がとても重要です。

災害時にあなたの大切な命を守るため、本制度の趣旨をご理解のうえ、支援関係者への情報提供・共有および個別避難計画の作成に同意していただくとともに、日頃から支援実施者や近所の方と積極的にコミュニケーションを図るなど良い関係をつくるよう心がけましょう。

ポイント

1995(平成7)年の阪神・淡路大震災のときには、自力で避難することができなかった約35,000人のうち約8割の方が、家族や近隣の住民の方によって助けられたことが分かっています。

■阪神・淡路大震災における救助主体



2 取組の流れ

『避難行動要支援者名簿』や『個別避難計画』を作成し、町内会や民生委員、消防、警察など支援関係者へ支援に必要な情報の提供・共有を行い、地域の中で避難の支援などが受けられるようにします。

1 「避難行動要支援者名簿」の作成

市が福祉部局などの情報を集約して、避難行動要支援者名簿を作成します。
(名簿の作成は災害対策基本法により義務付けられています。)



2 対象者に「同意確認書」・「個別避難計画様式」を郵送

市から対象となる要支援者に、災害に備えて名簿や個別避難計画などの情報を平常時から支援関係者へ提供・共有することなどについての「同意確認書」と「個別避難計画様式」を郵送します。

4 ページ①同意確認書と5 ページ②個別避難計画の提出を参考に記入し、返送してください。



〈計画作成に同意された場合〉

(訪問等による計画の作成支援・内容の修正・追記)

計画が未作成または記載内容が不足していたなどの場合には、民生委員の方が電話やご自宅を訪問して作成をお手伝いしたり、内容の修正・追記を行います。



〈情報提供・共有に同意された場合〉

3 避難支援等関係者への名簿・個別避難計画の提供・共有

市から町内会や民生委員などの支援関係者に名簿や個別避難計画の情報を提供・共有して災害時の支援体制(災害が発生した場合に、誰が支援をして、どこに、どうやって避難するか)などを確認します。



いざという時に助け合うことができる地域へ

- 地域で日頃の見守りや訓練を実施
- 災害発生やそのおそれがある場合、名簿や個別避難計画を活用し、避難支援や安否確認を実施



※ 情報提供・共有に同意されない場合でも、災害発生やそのおそれがある場合には、名簿等を活用して、安否確認などを実施します。

3 必要な手続きと注意点

1 同意確認書の提出

あなた（要支援者）の情報を平常時から支援関係者に提供・共有することや、個別避難計画の作成に同意いただけるか確認するものです。

災害時にあなたの大切な命を守るために、同意していただきますようお願いいたします。

同意確認書の提出用紙のイメージ。左側には個人情報入力欄（氏名、住所、電話番号）と同意確認の欄（同意/不同意）があり、右側には同意確認の理由や注意事項が記載されている。

いずれかに
必ずチェックを付けて
ご返送ください！

1 情報の提供・共有に同意された場合

名簿やあなたの個別避難計画の情報を、平常時から町内会や民生委員、消防、警察などの支援関係者および支援実施者と共有し、日頃からの見守り活動や、いざという時の迅速な避難支援等に役立てます。

名簿には、「氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援を必要とする事由（介護や障害の状況）」などの情報が掲載されます。

また、「災害が発生した場合に、だれが支援をして、どこに、どうやって避難するか」などを記載した個別避難計画を作成します。

2 （平常時からの）情報の提供・共有に同意されなかった場合

同意されない場合も、災害発生やそのおそれがある場合には、町内会や民生委員、警察などの支援関係者に名簿や個別避難計画の情報を提供し、安否確認などを行います。いざという時に支援が間に合わない場合も考えられますので、同意していただきますようお願いいたします。

※いったん「同意しない」と回答しても、気持ちが変わったときは、いつでも同意することができますので、市危機管理課までご連絡ください。

知っておいていただきたいこと

- 災害時の避難支援等は、地域の助け合い（共助）によるもので、法的責任や義務を伴うものではありません。（地域全体が被災するなどして、支援が受けられないこともありえます。）
- 施設入所や長期入院中の方は対象となりませんので、退所・退院されましたら、ご連絡ください。
- あなたの支援実施者（避難を手助けしてくださる方）や緊急連絡先となる方にも情報提供の同意を得た上で記入してください。
- 同意された方には、次ページの個別避難計画の作成支援や見守り活動のため、民生委員や町内会等の方から電話やご自宅への訪問がある場合があります。その際はご協力ください。

2 個別避難計画の提出

あなた(要支援者)が災害時に配慮してほしいことや避難場所などをまとめたものが個別避難計画です。提出された計画は、支援関係者へ提供・共有し、平常時の見守りや災害時の安否確認、避難支援などに活用します。

作成に同意される場合は、お送りした様式に、記入例を参考に、「避難支援等実施者」「避難場所」など必要事項を記入してください。

※内容の確認・訂正など、計画の作成をお手伝いするため、民生委員がご自宅へ訪問する場合があります。そのときはご協力をお願いします。

個別避難計画

ふりがな	やました たろう	電話番号(自宅)	099-000-0000
氏名(本人)	山下 太郎	電話番号(携帯)	090-△△△△-△△△△
生年月日	昭和〇〇年〇月△日	電話番号	099-△△△-XXXX
性別			
住所	鹿児島市山下町11番1号		
住居の種類	☒ 一戸建(2階建て) ☐		
世帯状況	☒ ひとり暮らし ☐ 高齢者のみ		
避難支援等を必要とする事由	(あてはまるものに印) ☒ 要介護3以上 ☐ 身体障害者手帳1・2級(心臓・腎臓機能障害のみを除く) ☐ 療育手帳A判定 ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級		

避難支援等実施者情報① (あなたの避難を支援する人又は団体)	ふりがな	やました いちろう	続柄	電話番号
	氏名	山下 一郎	長男	自宅 099-000-0000
	住所	鹿児島市山下町11番1号 携帯 090-△△△△-△△△△		
避難支援等実施者情報② (あなたの避難を支援する人又は団体)	ふりがな	ぼうさい よしこ	続柄	電話番号
	氏名	防災 良子	長女	自宅 099-0000-0000
	住所	鹿児島市吉野町〇〇〇〇-△ 携帯 090-△△△△-△△△△		
避難時に配慮すること	(あてはまるものに印) ☐ 車いす使用 ☒ 杖・歩行器使用 ☐ 寝たきり ☒ 耳が聞こえない・聞こえにくい ☐ 話すことが難しい ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 目が見えない・見えにくい ☐ 医療機器(人工呼吸器等)使用 ☐ その他()			
避難方法	避難場所へ(長男)と(車)で移動し、(10)分程度かかる。			
その他	・お薬手帳、血圧の薬を持って避難 ・〇〇病院へ通院し、平日の日中はデイサービスに通所している。			

自宅周辺のハザードマップ

災害危険区域

- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 地すべり
- 急傾斜地の崩壊
- 土石流
- 5.0m以上
- 3.0m~5.0m未満
- 0.5m~3.0m未満
- 5.0未満
- 沿岸浸食
- 河川浸食
- 0m以上1m未満
- 1m以上5m未満
- 5m以上

住所地の地域的特性	(自宅が想定される災害危険区域にあった場合、印がつきます。)		
☐ 土砂災害	☒ 洪水等	☐ 津波	
☐ 火山噴火	☐ 原子力災害(UPZ内)		

ご家族などと一緒に
記入しましょう

ご自宅が土砂災害や洪水など
災害危険区域にあるかどうかを
確認しながら自宅避難が可能かどうかや、
自宅外に避難するときの経路などを
確認しましょう。

計画を作成(記入)するとき知っておいていただきたいこと

- いざという時あなたの避難を手助けしてくれる方(支援実施者)や避難場所などを、できるだけ家族などと話し合いながら記入しましょう。
※支援実施者や緊急連絡先となる方の「氏名、住所、電話番号」なども、町内会や民生委員、消防、警察などの支援関係者へ提供・共有することになりますので、その方の同意を得た上で、記入されるようお願いいたします。
- 提出していただいた計画は、市で内容を確認し、後日、返送しますので、支援実施者の方と共有してください。(記入もれがある場合など、民生委員が確認や訂正のため電話や訪問を行うことがあります。)
- 民生委員による計画作成のお手伝いは、災害危険区域にお住まいの方など優先度の高い方から順に行いますので、しばらくお待ちいただくことがあります。
- 計画に記載された避難場所などの情報に変更があった場合、更新が必要となりますので、市危機管理課までご連絡ください。

名簿や個別避難計画を活用した避難支援等の詳しい内容は、市ホームページに掲載している「災害時における避難行動要支援者の避難支援ハンドブック」をご覧ください。(スマホのカメラアプリで右のQRコードを読み込むとアクセスできます。)



市ホームページ

4 災害への備え

支援実施者の方も自身の安全確保が第一です。そのため、災害時に必ず避難支援等を受けられるとは限りません。要支援者の方も、自分の命は自分で守るという意識を持ち、日頃から災害に備えてできる備えをしておきましょう。

自宅が「安全」かどうか確認しましょう

避難に関する情報は、各地域の土砂災害（特別）警戒区域や洪水浸水想定区域など、危険な場所にいる人を対象に発令します。

あらかじめ「個別避難計画」に掲載されたハザードマップなどで自宅がある場所に色がめられているか確認しましょう。

また、「避難行動判定フロー」であなたのとるべき避難行動をチェックしていきましょう。

自宅がある場所に色がめられていますか？			
洪水浸水想定区域			
0.5m未満	0.5m～3.0m未満	3.0m～5.0m未満	5.0m以上
☒	☒	☒	☒
家屋倒壊等氾濫想定区域		土砂災害特別警戒区域 ☒	
河岸侵食 氾濫流		土砂災害警戒区域 ☒	

はい ☒ **災害の危険がある**ので、原則として、**自宅外避難**が必要です。

いいえ ☒ 原則として、**自宅避難**をしましょう。
※色がめられていなくても、危険な箇所もあるので事前に周辺をよく確認しましょう。

例外

浸水の危険があっても、次の3つが確認できれば**自宅避難も可能**です。
①洪水により家屋が倒壊又は崩落してしまうおそれの高い区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)の外側である。
②浸水する深さよりも高いところにいる。
③浸水しても水がひくまで耐えられる、水・食料などの備えが十分にある。

あなたまたは一緒に避難する方は**避難に時間**がかかりますか？

はい ☒ **警戒レベル3高齢者等避難**が発令されたら避難しましょう！

いいえ ☒ **警戒レベル4避難指示**が発令されたら避難しましょう！

※避難先は小中学校・公民館等ではありません。安全な場所にある親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

【鹿児島市ホームページもご活用ください】

- かごしまiマップ（防災マップ）で、市全域の土砂災害（特別）警戒区域や洪水浸水想定区域、指定緊急避難場所等の確認ができます。
- その他のハザードマップ（津波・液状化・桜島火山）も確認できます。



かごしまiマップ

防災情報の入手方法を確認しましょう

正確な情報をいち早く入手することは、避難の判断をするうえで、とても大切です。

○主な防災情報の入手方法

テレビ・ラジオ

テレビのリモコンの「d」ボタンを押すと「データ放送」の画面になり、気象情報をはじめ河川の水位などいろいろな情報を入手できます。

鹿児島市ホームページ

避難指示等や避難所の開設、防災行政無線の放送内容などの緊急情報をお知らせします。



事前登録

鹿児島市LINE公式アカウント

事前に友だち登録したLINEのトーク画面に、避難指示等や避難所の開設などの緊急情報を通知します。



事前登録

安心ネットワーク119

事前登録したメールアドレスに、災害情報や避難指示等、避難所の開設などをメールで通知します。



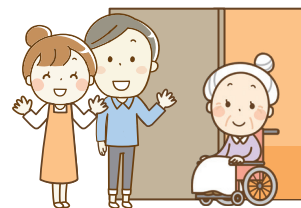
※災害時に防災行政無線で放送した内容を電話（099-222-7222）で確認することもできます。

※災害時に役立つ「防災アプリ」をインストールし、いざという時に使えるよう普段から実際に操作しておきましょう。

よくある質問

Q 名簿や計画の情報提供に同意したら、必ず助けてもらえますか？

- A 支援実施者の方も自身の安全確保が第一です。そのため、災害時に必ず避難支援等が受けられるとは限りません。
要支援者の方も、自分の命は自分で守るという意識を持ち、日頃からできる備えをしておくとともに、周囲の方と積極的にコミュニケーションを図ることを心がけましょう。



Q 名簿や計画の情報提供に同意しなければどうなりますか。

- A 災害発生やそのおそれがある場合など、生命や身体を守るために特に必要があるときは、同意がなくても、安否確認などのために、支援関係者へ名簿や計画の情報が提供・共有されます。
しかし、それだけでは十分な支援が難しい場合がありますので、事前に同意していただきますようお願いします。
※いったん「同意しない」と答えても、気持ちが変わった場合は、いつでも同意することができますので、市危機管理課までご連絡ください。



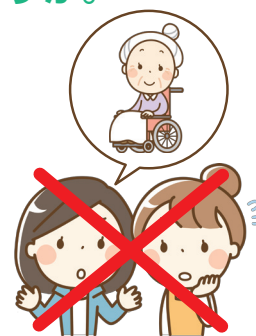
Q 支援実施者になると、法的な責任や義務が発生しますか。

- A 避難支援等は、あくまでも地域における助け合い（共助）として行うもので、支援実施者に法的な責任や義務が伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で支援を行ってください。



Q 名簿や計画の情報提供を受けるとどんな責任や義務が発生しますか。

- A 名簿や個別避難計画の情報提供を受けた方は、災害対策基本法により秘密保持義務が課せられます。
正当な理由なく他者に情報を漏らすことは、要支援者本人やその家族等の権利利益をも不当に侵害し、ひいては避難行動要支援者避難支援等制度への信頼を損ねることにもなりかねません。
支援をする役割をはなれた後を含め、適正な管理を行ってください。
※災害対策基本法には秘密保持義務違反に対する罰則はありませんが、故意または過失により名簿や計画の情報を漏えいした場合は、民事上の損害賠償を請求される可能性があります。



Q 名簿に載っていませんが、避難支援等が必要と思われる方がいます。

- A 要件に該当していない方や情報提供に同意しただけなかった方は、名簿に掲載されていません。要件に該当していても、避難の支援が必要と思われる方がいる場合は、その方が支援を必要とする理由などを確認したうえで、同意確認を行いますので、市危機管理課までご連絡ください。
また、要件に該当しなくなった方は、自動的に名簿から削除されますので、その方に避難の支援が必要と思われる場合も市危機管理課までご連絡ください。

